

公正・公平な社会の実現

●年金などの社会保障を確実に給付します

行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、税などの負担を不正に免れることや給付を不正に受け取ることができなくなります。本当に困っている人にきめ細やかな支援を行うことができます。

●適正・公平な課税を実現します

所得把握の正確性が向上するので、適正・公平な課税を実現できます。



行政手続きの利便性を向上

●年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります

添付書類の省略など、行政手続きが簡素化し、申請する皆さんの負担が軽減されます。



行政の効率化

●行政手続きが正確で早くなります

国や自治体などでさまざまな情報の照会、転記、入力などに要している時間や労力が削減され、手続きがスムーズになります。

●災害時の行政支援にマイナンバーを活用

万が一災害が起こったときに、被災者台帳などを作成でき、迅速な行政支援を実現します。



10月から

あなたにも届きます 「マイナンバー」

マイナちゃん

平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」が公布されました。日本国内に住民登録のあるすべての方に個人番号(マイナンバー)を付番する「社会保障・税番号制度」が導入されます。マイナンバーは私たちの暮らしを便利にする12桁の番号です。今月はどのようなスケジュールで活用されていくのかをお知らせします。

マイナンバーって何？

27年10月から、国民一人ひとりに12桁の番号(マイナンバー)が振られます。この番号によって、各機関が分散して管理している個人情報や安全につなぐことができるようになります。

事務手続きが簡単に

例えば、基礎年金番号や健康保険被保険者番号、自治体内での事務に利用する識別番号など、個人を特定するための番号は複数存在しています。そのため、現在は手続きの度に、個人を特定する住民票の写しや課税証明書など本人確認書類を提出しなければなりません。マイナンバーがあれば法律で定められた範囲で、行政手続きに必要な個人の情報を迅速に確認することができるようになります。添付書類が不要になったり、本人確認が簡単になったりと利便性が向上します。

行政手続きで活用

マイナンバーは、社会保障と税災害対策の各分野で、法律に定められた行政手続きでのみ使われます。しかも、使用者は国や自治体、

勤務先、年金・医療保険者などに限られます。目的外の使用はもちろ

ん、他人にマイナンバーを提供することはありませ

今後、年金や雇用保険、医療保険、児童手当などの給付手続き、確定申告などさまざまな申請書類にマイナンバーの記載が必要となつてきます。また、一般企業でも、税や社会保険の手続きを行うために、本人や家族のマイナンバーを提示する必要があります。

◆マイナンバーを活用する事例(主なもの)

- ①社会保障制度：年金の資格取得や確認・給付、雇用保険の資格取得や確認・給付、ハローワークの事務、医療保険の保険料徴収
- ②福祉分野の給付、生活保護
- ③税：適正・公平な課税(税務当局に提出する申告書、届出書、調書など)
- ④災害対策：被災者生活再建支援金の給付、被災者台帳の作成

万全な個人情報管理

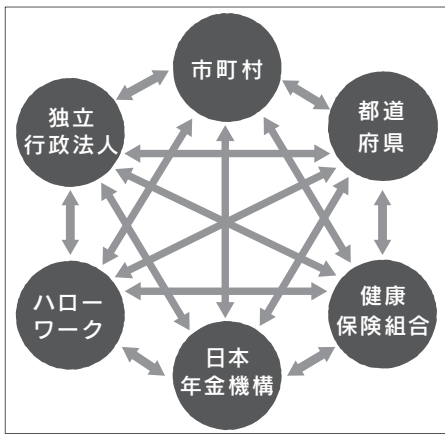
利用する機関は、行政手続きに必要な場合に照会し提供を受けます。その際には、操作できる職員を限定してアクセスを制限するとともに、専用回線を使用し、さらにデータを暗号化するなど、不正利用や情報漏えいへの対策に万全を期

通知カードをお届けします

今年10月から、住民登録のある住所に、12桁のマイナンバーを通知するカードを簡易書留で世帯ごとにお送りします。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることができない可能性がありますのでご注意ください。

利用開始は28年1月から

28年1月から社会保障と税災害対策の各分野で利用を開始します。希望者には、公的な本人確認書



マイナンバー制度の問合せ

マイナンバーに関する詳しい情報は、「内閣府 マイナンバー社会保障・税番号制度」や市ホームページでもご案内しています。

◆制度全般に関すること

▼コールセンター(全国共通ナビダイヤル)へ ☎0570・20・0178

▼外国語対応電話(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語) ☎0570・20・0291 ※9時〜17時15分(土・日・祝日、祝日、年末年始を除く)どちらにもつながらない場合は ☎050・3816・9405

◆市のマイナンバーの通知と個人番号カードに関すること

▼狭山市マイナンバーコールセンターへ ☎0570・038・078(土・日・祝日、祝日、年末年始を除く8時30分〜17時15分)

問合せ政策企画課へ内線7133

マイナンバー制度実施スケジュール

27年10月～
マイナンバーの通知を住民票の住所へ送付します

28年1月～
①社会保障・税・災害対策の手続きでマイナンバーの利用がスタートします
②希望者に「個人番号カード」を交付します

29年1月～
国の行政機関で情報連携を開始します

29年7月～
地方公共団体なども含めた情報連携を開始します

類として利用できる「個人番号カード」(顔写真付きのICカード)を交付します。

※個人番号カードの申請方法は9月号の広報さやまでお知らせします

平成28年1月 交付開始